# 記載例3　従業員が転勤・転職し、異動先の事業所でも特別徴収を継続する場合

◎例３･･･年税額84,400円の方が令和６年９月25日に退職し、転職先の事業所で10月から特別徴収を継続する場合

| 年税額 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | 4月分 | 5月分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 84,400円 | 7,400円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 | 7,000円 |

年税額(ア)84,400円　既に納入済みの額　今回納入する額　未徴収税額(ウ)56,000円＝異動先の事業所で特別徴収する総額

徴収済額(イ)28,400円

異動届出書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

転勤元の事業所が記載してください。
※　個人番号は転勤先（新勤務先）で記載してください。

賦課期日（１月１日）の住所を記載してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記載してください。

転勤先（新勤務先）の事業所が記載してください。

給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

（宛先）厚木市長　令和 6 年 9 月 21 日提出

特別徴収義務者
所在地（住所）〒243-0018 厚木市中町〇丁目〇番〇号
フリガナ　シミンゼイショウジ
氏名又は名称　株式会社　市民税商事
個人番号又は法人番号

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度
特別徴収義務者指定番号　9－〇〇〇〇〇〇
宛名番号　1
担当者　課・係　総務課総務係　氏名　住民　税美　電話　046－〇〇〇－〇〇〇〇 内線（〇〇〇）

給与所得者
フリガナ　シミンゼイタロウ
氏名　県民　税太郎
生年月日　昭和 平成 63 年 10 月 28 日
個人番号　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
受給者番号　〇〇〇〇〇
1月1日現在の住所　厚木市中町〇丁目〇番〇号
異動後の住所　横浜市港区新横浜〇〇〇番〇号

（ア）特別徴収税額（年税額）　84,400 円
（イ）徴収済額　6 月から 9 月まで　28,400 円
（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）　10 月から 5 月まで　56,000 円
異動年月日　6 年 9 月 25 日
異動の事由　2（1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他）
異動後の未徴収税額の徴収方法　1（1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付））

1．特別徴収継続の場合
（特別徴収義務者）新しい勤務先
特別徴収義務者指定番号　9－〇〇〇〇〇〇　新規
個人番号又は法人番号
所在地（住所）〒243-0003 厚木市水引〇丁目〇番〇号
フリガナ　シミンゼイ
氏名又は名称　有限会社　SHIMINZEI
担当者連絡先　課係　人事課人事係　氏名　個人　税子　電話　046－〇〇〇－〇〇〇〇 内線（〇〇〇）
新しい勤務先へは、月割額 7,000 円を 10 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号　〇〇〇〇〇
納入書の要否（新規の場合のみ記入）　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合
理由　1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日　月　日
徴収予定額（上記（ウ）と同額）　円
左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合
理由　1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため　※相続人了承済の場合、連絡先等を記載
※市町村記入欄　現（　）新（　）　年差　一括　ゼロ　普切　期（　）　相続（有・無）　納管（有・無）　特記（　）

相続人の氏名等（氏名：　続柄：　住所：　電話：　－　－　）　入力済

指定番号及び宛名番号とは税額通知書に記載されている番号です。**必ず記載してください。**

既に厚木市で特別徴収義務者に指定されている事業所は、指定番号を必ず記載してください。厚木市での特別徴収が初めての事業所は記載不要です。

月割額の算出↓
（ウ）の額÷転勤先事業所で５月分までに特別徴収する月数（100円未満の端数は異動後最初に特別徴収する月に算入する。）

新しい勤務先で特別徴収を開始する月を記載してください。